

委員会提出議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正
について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条
第2項の規定により提出します。

令和6年3月26日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項（平成22年さぬき市議決）の一部を次のように改正する。

第2項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この議決による改正後の地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項は、令和6年4月1日から適用する。

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項新旧対照表

改正案	現 行
<p>制定文 (略)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方自治法第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>制定文 (略)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方自治法第243条の2の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6 (略)</p>

委員会提出議案第2号

さぬき市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月26日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

さぬき市議会会議規則の一部を改正する規則

さぬき市議会会議規則（平成14年さぬき市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第167条）
第8章 補則（第168条）」を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第167条）
第8章 議員の派遣（第168条）」に改める。

第9章 補則（第169条）」

第168条を第169条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第167条を第168条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第167条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第167条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議会災害対応検討会	議長の諮問に基づく、議会の災害対応に関する検討	諮問事項に応じ、議長が指名する議員	座長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さぬき市議会会議規則新旧対照表

改正案	現 行								
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場 (第167条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣 (第168条)</u></p> <p><u>第9章 補則 (第169条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第166条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u> (協議又は調整を行うための場)</p> <p><u>第167条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第8章 議員の派遣</u> (議員の派遣)</p> <p><u>第168条 (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第9章 補則</u> (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第169条 (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 (略)</p> <p><u>別表 (第167条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 25%;">目的</th> <th style="width: 25%;">構成員</th> <th style="width: 35%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会災害対応検討会</td> <td>議長の諮問に基づき、議会の災害対応に関する検討</td> <td>諮問事項に応じ、議長が指名する議員</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議会災害対応検討会	議長の諮問に基づき、議会の災害対応に関する検討	諮問事項に応じ、議長が指名する議員	議長	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 議員の派遣 (第167条)</u></p> <p><u>第8章 補則 (第168条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第166条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第7章 議員の派遣</u> (議員の派遣)</p> <p><u>第167条 (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第8章 補則</u> (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第168条 (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 (略)</p>
名称	目的	構成員	招集権者						
議会災害対応検討会	議長の諮問に基づき、議会の災害対応に関する検討	諮問事項に応じ、議長が指名する議員	議長						